

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部局名	都市建設部	
	課名	都市計画課	
	係名	計画係	
	記入者		電話(内線) 254

1. 事業の概要

(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続	(2) 事務事業 の名称	都市公園建設事業	(3) 事業の 優先度	A
(4) 総合計画での位置づけ		(6) 事業主体		市	
① 事業の区分	主要事業	(7) 予算・ 財源等 の種別		事業の性質	普通建設事業費(ハード事業)
② 施策コード	21201 (総合計画掲載 ^ハ - ^ジ 72 ^ハ - ^ジ)	会計区分	一般会計		
基本目標(政策)	2安全で住みやすさを実感できるまちづくり(都市・環境)	財源区分	国庫補助		
基本施策	2-1計画的で魅力あるまちづくり(都市計画)	予算科目	款 8	項 3	目 6
施策	②公園・緑地の整備	予算書上の 事業名称	都市公園建設事業費 (予算書 143 ^ハ - ^ジ に掲載)		
施策内容	1都市公園の整備	(8) 事務分類		自治事務	
(5) 事業期間	開始 年 月から	根拠法令		都市公園法	
	終了 年 月まで (カ年)				

2. 事業の目的及び内容

(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	都市公園	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)	安全・安心で快適な公園
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	<ul style="list-style-type: none"> ・下り松中央公園、H27・H28の2ヶ年で整備工事 ・新福寺北公園・四ツ京1号公園・逆井3号公園を整備予定 ・H29 新福寺北児童公園 0.25ha(24,98.37㎡) ・H30 四ツ京1号公園 0.1ha(1,000.01㎡) ・H31 逆井3号公園 0.1ha(1,008.16㎡) 	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)	<p>土地区画整理事業区域内の公園整備であり、区画整理事業の進捗に合わせて計画的に実施する。</p> <p>新福寺北公園周辺は区画整理事業が終了しており、住宅が増えていることから、良好な住環境整備のため早急に着手する必要がある。</p>
(5) 事業をとりまく環境の変化 (社会環境、市民ニーズ等) や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応	「問合せフォーム」や「結城市長へのご意見箱」により、整備要望あり。		

3. 事業コスト

行政評価 実施計画	実績内容の評価	検討・改善	検討・改善内容を反映		
● 予算内訳	実績額 (千円)	当初予算額 (千円)	計画額・見込額 (千円)		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(1) 事務事業費	事業内容				
	需用費	500			
	役務費	0			
	委託料				
	工事請負費(補助対象分)	40,000			
	工事請負費(補助対象外)	59,684	40,000		
	公有財産購入費				
	補償補填及び賠償金				
	負担金補助金及び交付金				
	合計	100,184	40,000		
財源	国庫支出金 (千円)				
	20,000				
	県支出金 (千円)				
	地方債 (千円)				
	62,700	30,000			
	その他特定財源 (千円)				
	一般財源 (千円)				
	17,484	10,000			
	合計 (千円)	100,184	40,000		
補助・起債制度名	社会資本整備総合交付金事業、都市公園整備事業債	都市公園整備事業債			

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）

指標の名称		単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）							
指標名	公園整備数	目標値		1	1	1	1
		実績(見込)値		1			
		目標値					
		実績(見込)値					
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）							
指標名	安全・安心(ユニバーサルデザイン等)による公園の整備数	目標値		1	1	1	1
		実績(見込)値		1	1	1	1
		達成率	0.0 %	100.0 %			
	市民一人当たりの公園面積	目標値	m ²	8	8	8	8
実績(見込)値			8	8	8	8	
達成率			99.0 %	99.0 %			

5. 事業評価

(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて、平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。

(2) 項目別評価

評価項目・客観的評価				理由
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	市都市公園条例により一人当たりの標準(目標)面積, また, 土地区画整理事業施行規則第9条第6号の規定により, 区画整理区域内の公園面積については設置基準が定められている。
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	都市公園法及びその他法令により, 都市公園は行政が設置する公園である。
	手段の妥当性	A	妥当である	土地区画整理事業の進捗状況に合わせ公園を計画的に整備しており妥当である。
効率性	コスト効率 人員効率	A	改善の余地はない	係が統合され人員削減の中で従来と同水準の事業を実施しており, 効率化が図られている。
公平性	受益者の偏り	A	偏りは見られない	都市公園運用指針 1.都市公園の設置基準(2)基本的な考え方 によって, 公園誘致距離標準が定められおり, また, 都市公園法施行令第2条により公園規模も適正基準で設置されているため, 公平である。
有効性	成果の向上	A	上がっている	市民一人当たりの公園面積も順調に上がっている(市条例目標値10m ²)
進捗度	事業の進捗	A	順調である	土地区画整理事業の進捗状況に合わせ公園を計画的に進めている。

(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。

- ・今後も地域(地元)の意見を聞き, ユニバーサルデザインによる安全で安心な憩いの場としての公園整備を進める。
- ・整備後は, 協働のまちづくりとして, 公園の環境美化及び施設の保全等維持管理活動を自治会と共に進めていく。

(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？

6. 事業の方向性判断

評価主体	28年度以降の事業の方向性	評価理由・根拠
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う	現状のまま継続 (改善・改革なし)	注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため, この欄は未記入で結構です。
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う	現状のまま継続 (改善・改革なし)	市民の意見や考え方を取り入れ, ユニバーサルデザインによる安全・安心で快適な憩いの場としての公園提供を継続する。建設費助成事業の調査研究を進める。
(3) 最終評価 企画調整会議において 評価を行う		上記評価のとおり。